

執筆者:

E-mail✉ [高橋 洋行](mailto:highashi@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

2022年11月25日、株式会社SMBCキャピタル・パートナーズが、本邦最大の鶏卵業者で会社更生手続下にあるイセ食品株式会社の事業支援スポンサーとなることが発表された¹²。同月30日には、裁判所により、同スポンサーの代表者がイセ食品株式会社の事業家管財人に選任され³、本邦最大鶏卵業者の事業再生のための大きな一歩が踏み出されることとなった。

近年の会社更生手続においては、裁判所の監督の下、更生会社の事業支援スポンサーが選定されることは一般的な運用ともいえるが、本件の会社更生手続は、イセ食品株式会社が自ら会社更生手続開始を申し立てたものではなく、一部の株主及び債権者による申立てにより開始されたという特異な経過を辿っている。

以下では、申立て債権者のイニシアティブにより、債務者事業を維持し、再生につなげる手法の実例として、本件の経緯を概観することとする。

2. イセ食品グループの会社更生

2022年3月11日、イセ食品グループの会社(イセ食品株式会社及びイセ株式会社)に対して、一部の株主と債権者から東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てがなされ、同裁判所から、即日、両社に係る保全管理命令が出された⁴。このニュースは、本邦最大の鶏卵業者を申立て対象とするものであったこともあり、社会の耳目を惹くこととなったが、申立て即日に保全管理命令が出された点も事業再生分野に携わる関係者にとって関心を惹くものとなった。

その後、東京地方裁判所は、上記申立てから2週間後である3月25日、両社に係る会社更生手続開始の決定を行った⁵。これを受けて、イセ食品株式会社の管財人は、同日、同裁判所に、イセ食品グループの他の会社(有限会社伊勢農場)に係る会社更生手続開始の申立てを行い、即日、保全管理命令が出され⁶、その約1ヶ月後である4月28日付けで有限会社伊勢農場に係る更生手続開始の決定が出された。

さらに、上述のイセ食品株式会社の事業支援スポンサーの決定を受け、グループ体として事業再生を果たすべく、イセ食品グループ7社につき、11月30日付けで民事再生手続開始の申立てがなされ、即日、同手続が開始されている⁷。

1 <https://www.ise-egg.co.jp/company/news/4996/>

2 https://www.smbc.co.jp/smbccp/news/20221125_01.pdf

3 <https://www.ise-egg.co.jp/news/5028/>

4 <https://www.ise-egg.co.jp/company/news/4373/>

5 <https://www.ise-egg.co.jp/company/news/4430/>

6 <https://www.ise-egg.co.jp/company/news/4442/>

7 <https://www.ise-egg.co.jp/news/5032/>

3. 債権者による会社更生申立て案件の概況

近年の会社更生手続開始申立ての実質件数⁸は年数件程度と非常に少ないが、債権者による会社更生手続申立てとなるとさらに少なく、債権者申立て案件において即日保全管理命令が出された事例となると、直近10年では、数年に1件程度⁹であると思われる。なお、債務者自身が会社更生手続申立てを行う案件においては、即日、保全管理命令が発令されることが通例である。

4. 債権者申立ての難度

債権者が会社更生手続開始の申立てを行うに際しては、申立て資格として、対象となる株式会社(債務者)の資本金の10分の1以上に当たる債権を有することが必要となる。申立ての要件については、債務者が自ら申立てをする場合には、「破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合」及び「弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合」に可能となるが、債権者や債務者(株式会社)の株主が申立てをする場合には、「破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合」にのみ行うことができる(会社更生法第17条第1項、第2項)という違いがある。

申立てにあたってより重要なことは、「会社更生申立て」という事実や弁済禁止命令を伴う場合の商取引一般への影響や(預金相殺含めた)資金繰りへの影響、報道等による風評被害等により債務者の事業価値が毀損されるリスクが相当程度生じることであり、また、申立てを行う債権者においてもレピュテーションをはじめとするリスクを一定程度負うことも避け難く、これらは申立てを実際に決断するにあたって看過できない考慮事情となる。

さらに、事案によるものの、数千万円程度の予納金(手続遂行にあたっての各種費用を支弁するもの)を裁判所に納める必要があり、仮に会社更生手続開始の申立てが棄却された場合には申立人の負担となる(会社更生法第13条、民事訴訟法第61条)ため、これらの各種リスクは債権者による会社更生手続申立てを躊躇させる事情となりうる。

5. 「申立て後の展開」への備え ～DIP ファイナンス等

上述の「会社更生申立て」に伴う事業の毀損リスクを可能な限り抑え、かつ、資金繰りの維持に必要な対応をするためには、あらかじめ「申立て後の展開」に備えた措置を講じておくことが必要不可欠となる。

この点、イセ食品グループにおいては、手続開始申立ての前日までの取引により生じた債権について弁済が禁止される一方で、商取引債権については、従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続することを条件として、全額弁済をすることが可能とされ、その資金手当てのため、保全管理人と金融機関との間で融資契約が締結された¹⁰。すなわち、事業価値の毀損を避けるべく、一定の条件の下、商取引債権保護が図られるとともに、当面の資金繰り懸念がないことを対外的に表明すべく、保全管理人と金融機関との間で融資契約(いわゆる「DIP ファイナンス」)がなされたということである。

前者の商取引債権の一般的な保護については、近年の法的再建手続において屢々みられる実務運用となっているが、事業価値の毀損を可及的に低減すべく、申立て後手続開始前の段階から、商取引債権に係る債務の弁済を弁済禁止命令の例外(いわゆる「保全の穴開け」)とする内容の保全処分の申立てがなされたものである。

後者のDIPファイナンスについては、融資契約の相手方を保全管理人とすることにより、手続開始後の確実な共益債権化が図られることとなる(会社更生法第128条第1項)が、実務上は、必要かつ合理的な範囲の担保設定と併せて行われることもある¹¹。

もっとも、裁判所による保全管理命令は、現経営陣の事業経営権及び財産管理処分権を喪失させるという重大な影響を伴うも

⁸ グループ関連会社を1件として計上した件数

⁹ 水谷建設株式会社(2011年)、ワシ興産株式会社(2012年)、株式会社金馬車(2014年)、ラムスコーポレーション株式会社(2015年)等が挙げられる。

¹⁰ <https://www.ise-egg.co.jp/company/news/4381/>

¹¹ DIPファイナンスの実務については、三井住友銀行事業再生グループ、東京弁護士会倒産法部編『事業再生ファイナンスの実務』(一般社団法人金融財政事情研究会、2022年)が詳しい。但し、(手続開始後の管財人との間の契約と異なり)保全管理人との間の担保設定契約については、迅速かつ確実な第三者対抗要件具備を含めたスキームの検討が必要となりうる点に留意する必要がある。

のであるため、債権者申立ての事例においては、保全管理命令の発令「前」に、調査委員を選任して会社更生手続開始の可否や保全管理命令の発令の可否等に関する調査を命じることが相当と判断される場合が多い¹²。そのため、例外的に債権者による会社更生手続申立て即日の保全管理命令を受けるためには、裁判所に対して、現経営陣の経営陣を直ちに排除することが相当であることを十分に疎明することが必要となり、そのハードルを如何に乗り越えるか(乗り越えられるか)が肝となる。

6. 事業再生実務への影響


足下、円安進行による資源高、物価高及び各種費用の増加等の事業環境の変化や中小企業の資金繰りを支えた実質無利子・無担保融資(いわゆるゼロゼロ融資)の終了等も相俟って、事業再生局面に至る企業の増加が予想されている。もとより、債権者・債務者との間の合理的な調整により解決されることが期待される場所であるが¹³、なかには、様々な要因により債権者・債務者との間の協議の継続が困難であるも債務者(グループ)事業を維持すべき必要性が社会的に高いといった案件もありうる。

そのような案件において、当該事業の再建に向けた債権者の確固たる決意のもと、債権者による法的再建手続開始の申立てを行うことや、当該申立てを行わないまでも、その検討及び債務者との対話を通じて債権者から債務者に対し事業再建に向けた具体的な施策の実行を促すなどによって、債務者事業の再建につなげることも考えられる場所である。

イセ食品グループに係る会社更生手続開始に至る経緯は、窮境にある事業者やその事業再生に携わる各関係者にとって、実に示唆に富むものであるといえよう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹² 東京地方裁判所の通常の運用では、現経営陣を直ちに排除すべきことが明らかな場合と認められないときは、調査委員(監督委員を兼ねる場合もある)を選任の上、保全管理命令の発令の可否等に関する調査が命じられることが多いとされている(東京地裁会社更生実務研究会『会社更生の実務[新版]上』(一般社団法人金融財政事情研究会、2014年)120頁)。

¹³ コロナ禍の出口を見据えた中小企業に係る私的整理手続の新たな運用開始については、事業再生/倒産ニュースレター2022年10月6日号「開始された中小企業版私的整理手続と私的整理実務への影響」https://www.nishimura.com/ja/newsletters/restructuring_221006.html を参照。